

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会寄付つき商品事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に対する企業・団体・個人事業所（以下、「企業等」という。）からの寄付のうち、寄付つき商品を企画・実施するにあたり、詳細を定めるものとする。

(寄付つき商品を企画・実施する企業等について)

第2条 寄付つき商品を企画・実施する企業等は、次の各号すべてに適合していることを要件とする。ただし、特に社会福祉法人郡山市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認める場合はこの限りではない。

- (1) 郡山市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所、生産拠点を有する法人・団体、市内在住または市内で事業活動をおこなっている個人事業所。また、パフォーマンス等を提供する者については、主に当該活動を生業にする者。
- (2) 公序良俗に反する事業を実施していない者。
- (3) 寄付つき商品の品質、性能等に瑕疵があった場合、その瑕疵に責任をもつことができる者。
- (4) 寄付つき商品の品質、性能等に対して苦情があった場合に、その苦情に責任をもって誠実に対応できる者。

(寄付つき商品の基準)

第3条 寄付つき商品は、本会の公共性、社会的信用を損なうおそれがないものでなければならない。

2 寄付つき商品の内容が、次の各号に該当する場合は、本会は当該寄付つき商品を承認しない。

- (1) 法令等に違反するものまたはその恐れがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するものまたはその恐れがあるもの。
- (3) 政治性または宗教性があるもの。
- (4) その他会長が適当でないと認めるもの。

(申込み)

第4条 寄付つき商品の販売を希望する企業等（以下、「申込者」という。）は、本会に対し、登録申込書（様式第1号）を提出する。

(決定等)

第5条 会長は、前条の申込書を受理した場合は、寄付つき商品の適性及び企画内容について審査し、実施の可否を決定する。

- 2 前項で決定した結果は、決定通知書（様式第1-2号）および却下通知書（様式第1-3号）により、申込者に通知する。
- 3 前項の通知書により実施が決定した申込者と本会は、協定書（様式第2号）を締結する。

(報告等)

第6条 寄付つき商品の決定を受けた企業等は、協定書の内容に従い、報告書（様式第3号）の提出及び寄付金の送金を行うものとする。

(広報活動)

第7条 本会は、ホームページ・広報紙等に寄付つき商品を掲載するなど広報活動に努めるものとする。

2 企業等は、協定書の有効期間中は広報物表示等により、寄付つき商品の広報に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄付つき商品について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日より施行する。